優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十七億九千七百二十五万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月二十四日であり、取締役の決定は平成二十七年六月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十三日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇六号）

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五十七億九千七百二十五万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年七月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十八億五千三百八十万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月二十四日であり、取締役の決定は平成二十七年六月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十三日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇六号）

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三十八億五千三百八十万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年七月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月二十四日であり、取締役の決定は平成二十七年六月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十三日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇六号）

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六億口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年七月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年七月二十四日であり、取締役の決定は平成二十七年六月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月十三日

掲載頁　六十二頁（号外第一〇六号）

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩセブン

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三億五千万口を消却することにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年七月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年六月二十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩセブン

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成二十七年六月十五日（号外第一三三号）掲載の第十六期決算公告（枠組）中、純資産合計「58,986」とあるは「58,696」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月二十三日

東京都江東区豊洲一丁目一番一号

日本ユニシス・アカウンティング株式会社

代表取締役社長　松嶋　安隆

訂正公告

平成二十七年六月十六日（号外第一三四号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「最後の住所兵庫県伊丹市稲野町三丁目七四番地」とあるは「最後の住所兵庫県伊丹市稲野町三丁目七四番地の一」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月二十三日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ―三ビル五階　春名・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　敦史

訂正公告

平成二十七年六月十八日掲載の壮光舎プロセス株式会社に係る定款変更につき通知公告中、「荘光舎プロセス株式会社」とあるは「壮光舎プロセス株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月二十三日

扱　店

訂正公告

平成二十七年六月十八日掲載の壮光舎グループ管理株式会社に係る定款変更につき通知公告中、「荘光舎グループ管理株式会社」とあるは「壮光舎グループ管理株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月二十三日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年五月二十九日（号外特第十七号）本号で公布された法令のあらまし欄中（印刷誤り）				
二四		一五	決定することとした。	決定することとした。
平成二十七年四月十日（号外特第十四号）公布内閣府令第三十二号（沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）				
二八	上	終りから一九	第七十一条とし、第七十二条を第七十一条の二とし、第七十三条	第七十一条とし、第七十二条の二を第七十一条の三とし、第七十三条
平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布財務省令第二十三号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
四五三	上	五	法人税法「新法」という。）第一四条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が連結法人の連結親法人事業年度が	法人税法（以下「新法」という。）第一五条（新法第一四条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が連結法人の連結親法人事業年度が
〃	〃	一八	連結法人の	連結法人の連結親法人事業年度
〃	〃	二〇	結法人の	連結法人の連結親法人事業年度
平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布財務省令第二十四号（相続税法施行規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）				
四五四	下	終りから一四	事項には	事項は
〃	〃	一〇	あった	あった
平成二十七年四月十日（号外特第十四号）公布環境省令第十八号（地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
六三	上	終りから一二	第一項第一号	第一項第二号
平成二十七年五月二十八日（号外第百十九号）農林水産省告示第千三百八十七号（食品表示基準の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を定める件）（印刷誤り）				
一二	下	五	「添加物」	「添加物」

一一ページ上段第四条の表中

「添加物」は、「添加物」

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十三日付第一三九号

●四月二十四日付参会第一

一二八ページ●同日付政府調達第一一六号一二ページ

五号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）